

株式会社パブリックサービス役職員行動規範

基本理念

株式会社パブリックサービスは、市民協働型公共サービスのパートナーとして、逗子市、逗子市民などにより設立された企業であり、市民の生活がより便利で楽しいものになるように便宜（サービス）を提供することを目的とする。

パブリックサービスの役職員（役員及び雇用形態にかかわらず全従業員）は、その事業・業務の社会的意義を理解し、法令、お客様との契約及び社内規定を遵守するとともに、良き市民としてのマナーを守り、会社を愛し、力を合わせて誠実かつ適正に業務を遂行する。

遵守事項

1. 人命を尊重し、会社の運営もしくは業務の遂行にあたっては、安全第一・衛生第一を旨とする。
2. お客様に喜んでいただけるよう、提供するサービスの品質向上に努める。
3. 業務遂行にあたっては、法令、お客様との契約及び社内規定に従い、正確を旨とする。
4. 人権を尊重し、差別・ハラスメントをおこなわない。
人間の多様性を理解し、他者の人格・個性を尊重し、お互いに仲良く、働きやすい職場を作り上げるよう努める。
5. 財務・会計に関する記録や報告は、適正かつ正確におこなう。
6. 会社の財産・名義を私的に利用しない。
7. 会社の利益に反する行為はおこなわない。
8. 会社の情報、業務上知り得た第三者の情報及び業務上取り扱う個人情報を適切に管理し、漏えいしたり業務以外の目的に使用したりしない。
9. 公務員もしくはそれに準じる立場にある者への不当な金品、便宜その他経済的な利益の供与をおこなわない。
10. 同業者間で価格協定や市場分割などの不正な取引制限をおこなわない。
11. 下請業者の利益を不当に害しない。
12. 業務の遂行にあたっては、環境を汚染することがないように留意する。
13. 反社会的勢力とは関係を持たず、利益を供与しない。
14. この行動規範に反する行為を発見した場合または不注意により自らおこなった場合は、速やかに上長もしくは社長に報告・相談する。